

見 積 仕 様 書

令 和 7 年 6 月

独立行政法人水資源機構
総合技術センター

1. 業務概要

本業務は、機械設備及び電気通信設備の工事等発注に際して、設計積算に用いる設計単価等決定の基礎資料とするため、機器等の価格及び労務工数等の調査を実施するものです。

2. 調査内容及び調査点数

次に示す設備に関する機器等の価格及び労務工数等について調査するものとし、分類品目及び調査点数は別紙1のとおりとします。

また、分類品目ごとの調査機器等の例を別表1・2に示します。

- ① 機械設備・・・・・・・・・・別表1
- ② 電気通信設備・・・・・・・・・・別表2

3. 調査の基本事項

(1) 調査の指示

調査品目、点数及び詳細仕様等については、随時調査職員からメール等にて指示することとします。メール等を受信したら速やかに受信連絡を行い、調査に着手してください。

なお、機器等の価格調査において、付帯情報として重量・納期等の報告を指示する場合があります。この場合の調査点数は、価格と付帯情報を併せて1点とみなします。

(2) 調査結果の報告

調査結果の報告は調査職員へメールにより行うものとし、調査結果について問い合わせることがあるため、メール履歴は保存しておくものとします。

労務工数の調査結果は、総工数に加え工種別内訳を付帯情報として報告するものとします。工数での報告が困難な場合は、整備費用を報告するものとし、整備費用に含まれる内容を付帯情報として報告するものとします。

調査点数は、総工数または整備費用と付帯情報を併せて1点とみなします。

(3) 報告期限

調査の報告期限は、調査依頼日から数えて休日を含まず30日以内を原則とし、これによりがたい場合は、調査職員と協議し決定するものとします。

4. 調査方法

(1) 調査の内容

調査する機器等価格は、原則として指定のあった地域において、民間企業（工事業者等）に販売される「実勢価格」として決定してください。

なお、取引実績が少なく実勢価格の決定が困難なものについては、同機器等の周辺価格、経済動向等を十分調査の上、適正な価格を決定してください。

(2) 調査対象業者の選定

調査対象業者は、調査の目的に合った取引が集中する流通段階（生産者、問屋及び特約店）における取引業者を母集団とし、その中から対象機器等の取引数量が多く、かつ信頼度の高い代表的な業者を選定してください。

ただし、見積者と資本若しくは人事面において関連がある業者は、調査対象から除くものとします。

(3) 調査価格等の決定

調査価格等は、見積者が構築した体制において、規格間格差や類似品目等との整合、市況動向等を総合的に勘案のうえ、信頼性ならびに妥当性等を検証及び審査し決定してください。

5. 調査条件

(1) 基本事項

調査する機器等の価格及び労務工数等については、機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（機械編）」及び「積算基準及び積算資料（電気通信編）」（以下「積算基準等」という。）に適用するものとします。

(2) 作業員（技術者）の職種と定義

作業員（技術者）の職種と定義は、国土交通省が公表している「公共工事設計労務単価」、「機械設備工事積算に係わる標準賃金」、「電気通信関係技術者等単価」及び「電気通信関係点検技術者等単価」における調査対象職種の定義によるものとします。

(3) 機器等の区分

調査品目の機器等が、積算基準等で定義される「機器単体費」又は「材料費」のいずれに該当するかは、3.（1）に併せ調査職員より指示することとします。

(4) 取引数量

取引数量は、3.（1）に併せ調査職員より指示することとします。

(5) 調査対象地区

調査対象地区は、3.（1）に併せ調査職員より指示することとします。

(6) 荷渡し条件

荷渡し条件は、現場着または工場裸渡しとし、3.（1）に併せ調査職員より指示することとします。

(7) 消費税相当額の取扱い

調査価格は、消費税相当額を含まないものとします。